

自由金利型定期預金〈大口定期〉

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	自由金利型定期預金〈大口定期〉	
2. 販売対象	・法人および個人の方	
3. 期 間	・定型方式… 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年 (お預入時のお申し出により自動継続(元金継続・元利金継続)をご利用いただけます) ・満期日指定方式… 1ヵ月以上5年未満	
4. 預 入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・1,000万円以上
	預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻いたします。	
6. 利 息	適用金利	・固定金利 ・お預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
	計算方法	・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・個人… 20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人… 総合課税	
8. 手数料	—	
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率)	
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち、もっとも低い利率。 A: 解約日における普通預金利率 B: 約定利率×70% C: 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)÷預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金証書(または通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。 ② 預入日の1ヵ月後の応答日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち、もっとも低い利率。 A: 約定利率×70% B: 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)÷預入日数	
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。	
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。	

裏面に続きます

13・苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
------------------------------	--

(以上)